

## ○南箕輪村地域活動支援事業補助金交付要綱

平成20年3月3日

告示第10号

南箕輪村地域活動支援事業補助金交付要綱を次のように定め、平成20年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、第5次南箕輪村総合計画の将来像である「いつまでもあふれる緑笑い声～みんなの笑顔、かがやく自然、安全・安心の村南箕輪～」の実現に向けて、地域の主体的な活動を推進するため、自主的かつ主体的な地域づくり活動に対して、予算の範囲内において、南箕輪村地域活動支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、南箕輪村補助金等交付規則（昭和59年南箕輪村規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、継続的に活動を行っている、又は行う意思があると認められる地域づくり活動を行う団体であることとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体は、補助対象としない。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的とした団体
- (2) 営利を目的とした団体
- (3) その他村長が適当でないと認めた団体

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 協働によるむらづくり事業

ア 公共の利益の増進に寄与することを目的とする非営利な事業であって、村と協働で取り組むことによって、地域課題の解決及び地域の魅力を高めることが期待できる事業

イ その他村長が協働のむらづくり活動を促進するために適当と認めた事業

(2) 地域コミュニティ活性化事業

ア 村民が自主的かつ主体的に実施する地域コミュニティの活性化が期待できる地域活動事業

イ その他村長が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、他の制度により本村の補助等を受けている事業は、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 前条の規定において、次の各号に掲げる経費は、補助の対象としない。

- (1) 団体の施設等の維持管理に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する人件費、謝礼又は慰労会の経費
- (3) その他補助対象とすることが適当でないと判断される経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金交付申請書の提出)

第6条 補助対象事業を実施しようとする補助対象団体は、村長が別に定める期間内に関係書類を添えて南箕輪村地域活動支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 村長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、南箕輪村地域活動支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助対象団体に通知するものとする。

（補助事業内容の変更等）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた補助対象団体は、補助対象事業の内容の変更等をしようとするときは、あらかじめ、次の各号に掲げる区分に応じ、書類を提出して行うものとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、南箕輪村地域活動支援事業変更承認申請書（様式第3号）

(2) 補助事業を中止しようとするときは、南箕輪村地域活動支援事業中止承認申請書（様式第4号）

（実績報告）

第9条 補助対象団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに南箕輪村地域活動支援事業実績報告書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 村長は、前条の実績報告の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金額を確定し、交付するものとする。

（補助金の概算払）

第11条 村長は、補助金交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金の交付決定額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

2 補助対象団体は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、南箕輪村地域活動支援事業補助金概算払請求書（様式第6号）を村長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 村長は、補助金が目的外に使用したと認められるときは、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

別表（第5条関係）

事業名	補助金額
協働のむらづくり事業	団体の運営状況等を勘案し、予算の範囲内で別に定める。
地域コミュニティ活性化事業	補助対象経費の額の10分の10以内とし、30万円を限度とする。ただし、2年目以降の補助金の額は、補助対象経費の額の3分の2以内とし、20万円を限度とする。また、この要綱に基づく補助は3年を限度とする。

備考 補助金の額は、1,000円を単位とし、端数は切り捨てる。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者  
住 所  
申請者名 ⑩  
連絡先  
(電話)  
(Fax)

南箕輪村地域活動支援事業補助金交付申請書

年度において下記のとおり南箕輪村地域活動支援事業を実施したいので補助金を交付してください。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業計画 別紙
- 3 事業に要する総経費及び補助金交付申請額

(1) 事業に要する総経費 \_\_\_\_\_ 円

(2) 補助対象となる経費 \_\_\_\_\_ 円

(3) 補助金交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

別紙

## 補助事業計画書

### 1 団体の概要

団 体 名			
代 表 者	氏 名		
	住 所	連絡先	
設 立 年 月 日	年 月 日	会員数	
団体の設立目的			
主な活動実績又は活動予定			

### 2 事業計画

事業の名称	
事業の目的及び期待される効果	
事業の内容 (場所、回数、参加予定人員、具体的内容等を記載)	
補助事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日

3 収支計画

収 入

(単位：千円)

項 目		予 算 額	備 考
自主財源			
村からの補助金			
合 計			

支 出

(単位：千円)

項 目	予 算 額	うち補助対象経費	備 考
合 計			

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

南箕輪村長

印

南箕輪村地域活動支援事業補助金交付決定通知書

月 日 日付けで申請のあった南箕輪村地域活動支援事業補助金を、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助対象経費 \_\_\_\_\_ 円

3 交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者  
住 所  
申請者名 ⑩  
連絡先  
(電話)  
(Fax)

南箕輪村地域活動支援事業変更承認申請書

年 月 日付け南箕輪村指令第 号で交付決定通知のあった南箕輪村地域活動支援事業の実施について、下記のとおり事業計画を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

変更前	変更後

3 添付資料

必要により、変更後の資料等を添付してください。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者  
住 所  
申請者名  
連絡先  
（電話）  
（Fax）

㊟

南箕輪村地域活動支援事業中止承認申請書

年 月 日付け南箕輪村指令第 号で交付決定通知のあった南箕輪村地域活動支援事業の実施について、下記のとおり事業計画を中止したいので申請します。

記

計画中止の理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者  
住 所  
申請者名 ⑩  
連絡先  
(電話)  
(Fax)

南箕輪村地域活動支援事業実績報告書

年 月 日付け で交付決定通知のあった  
南箕輪村地域活動支援事業の実績は下記のとおりです。

記

事業の名称	
事業の効果	
事業の内容 (場所、回数、参加人員、具体的内容等を記載)	
補助事業期間	年 月 日 ~ 年 月 日

補助事業費収支決算

収 入

(単位：千円)

項 目		決 算 額	備 考
自主財源			
村からの補助金			
合 計			

支 出

(単位：千円)

項 目	決 算 額	うち補助対象経費	備 考
合 計			

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

南箕輪村長 様

申請者  
住 所  
申請者名 ⑩  
連絡先  
(電話)  
(Fax)

南箕輪村地域活動支援事業補助金概算払請求書

月 日 日付け で交付決定通知のあった  
南箕輪村地域活動支援事業補助金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 \_\_\_\_\_ 円

3 振込先

金融機関名	(銀行・組合・信金・農協)	(本店・支店・支所)
預金の種類	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

様式第1号 (第6条関係)  
様式第2号 (第7条関係)  
様式第3号 (第8条関係)  
様式第4号 (第8条関係)  
様式第5号 (第9条関係)  
様式第6号 (第11条関係)